

こども未来局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、こども未来局業務委託希望型指名競争入札実施要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第2条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として執行予定額が100万円を超える業務委託とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受ける契約に係る業務を除く。

(対象業務の公表)

第3条 所管課（当該契約事務を所管する課をいう。以下同じ。）の長は、委託発注表（要綱様式第1号。）を千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより公表するものとする。

2 委託発注表により公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業種
- (2) 委託名
- (3) 委託場所
- (4) 委託概要
- (5) 委託期間
- (6) 資格要件
- (7) 受付期間
- (8) その他

3 委託発注表による公表期間は、原則5日間とする。

(入札参加申込の手続)

第4条 要綱第6条第2項に規定する関係書類は、契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 所管課の長は、資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 所管課の長は、希望申込業者が2者未満の場合は、指名競争入札に切替えるものとする。ただし、この場合において、すでに決定した参加資格要件は、変更することができない。

3 所管課の長は、希望申込業者が1者の場合は、指名競争入札に切替える場合の指名業者の選定にあたって、原則として当該希望申込業者を考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。